インターンシップ導入促進支援事業助成金交付要綱

一般社団法人　鳥取県トラック協会

制定 平成３０年５月２４日

（事業の趣旨）

第１条　この要綱は、一般社団法人鳥取県トラック協会（以下「鳥ト協」という。）が、少子高齢化に対応し、学生による就業体験（以下「インターンシップ」という。）の受入れを実施する会員事業者に助成金を交付し、もって業界における人材確保対策の促進を図ることを目的とする。

（助成対象）

第２条　助成の対象は、鳥ト協の会員事業者が各年度の４月１日から同年度の１月末日の間に、高等学校以上の教育機関からの依頼によりインターンシップの受入れた会員事業者とする。

（助成対象事業等）

第３条　交付対象となる会員事業者は、高等学校以上の教育機関からの依頼によりインターンシップを受入れた場合に次の要件に適合するものに助成する。ただし、１会員事業者あたりの申請は１回に限る。

また、全ト協助成金を受けようとする中小企業者（資本金３億円以下又は従業員数３００人以下）の会員事業者は、全ト協の開設したインターンシップ登録サイトに事前登録が必要です。

　　　（１）インターンシップ受入れ期間が３日間以上であること。

　　　（２）トラック運送事業の理解を深めることを目的としたインターンシッププログラムであり次の内容を含むものであること。

1. 点呼や日常点検等安全運行に向けた取組みの見学等。
2. 乗務体験（学校側からの要請もしくは社内規定で乗務体験を含まない場合を除く。）

　　 （３）インターンシップのプログラムの内容が別に定める要件を満たすものであること。

（助成金額）

第４条　交付する助成金は、受入れ人数にかかわらず以下の通りとする。但し、受入れ期間は同一学生に対する受入れ期間とする。

　　　　（１）インターンシップ受入れ期間　３日間　　　　３万円

ただし、中小企業の会員事業者は９万円（全ト協助成金）を加算する

　　　　（２）インターンシップ受入れ期間　４日間　　　　４万円

ただし、中小企業の会員事業者は１１万円（全ト協助成金）を加算する

　　　　（３）インターンシップ受入れ期間　５日間以上　　５万円

ただし、中小企業の会員事業者は１３万円（全ト協助成金）を加算する

（助成金の交付請求）

第５条　会員事業者は、インターンシップの受入が完了したときは、別途指定する日までに、「インターンシップ導入促進支援事業実績報告書（助成金交付請求書）」（様式１）および「インターンシップ受入れ実施結果報告書」（様式１の２）を添付して、鳥ト協へ提出しなければならない。

（助成金の交付）

第６条　鳥ト協は、前条に基づき実績報告書の提出があったときは、速やかに審査し、適合すると認めたときは、必要に応じて全ト協へ助成金交付請求を行い、全ト協より助成金が交付された後、会員事業者へ助成金を交付する。

（助成金の返還）

第７条　鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(１)この要綱その他鳥ト協が定める事項に違反したとき

(２)虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

　　２　前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（報告の義務等）

第８条　当該事業の実施に関し、鳥ト協が必要と認めた場合には会員事業者に対し報告等を求めることができる。

（その他必要な事項）

第９条 　この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関して必要がある場合には鳥ト協が別にこれを定める。

（附則）

本要綱は平成30年4月1日より施行する。

令和５年８月８日一部改正（令和５年４月１日施行） 第1条、第2条、第3条

令和６年３月２６日一部改正（令和６年４月１日施行） 第3条